

令和7年(2025年)4月15日

各社会福祉法人 理事長 様

姫路市長 清元 秀泰
(公 印 省 略)

社会福祉法第56条第1項の規定に基づく報告について（通知）

平素は本市の社会福祉行政の推進につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、社会福祉法人については、税制優遇措置や公金の支出があることから、適正な会計処理を行い、運営の透明性を確保する必要があります。

この度、管内の社会福祉法人において、法人の資金を会計帳簿外で管理するといった、不適正な会計処理が確認されました。ガバナンス確保が求められる昨今の情勢においてこのような事案が発生したことについては、所轄庁として大変遺憾であります。

については、他の法人においても同様の事例がある場合、直ちに是正する必要があると考えますので、調査のうえ、下記のとおり報告することを求めます。なお、報告にあたっては、事前に法人理事会で報告内容をご審議いただくようお願い致します。

なお、この度の通知に基づく報告後に、通報等により不適正な会計処理が発覚した場合については、関係法令に基づき厳正に対処することを申し添えます。

記

1 報告を求める事項

調査票のとおり

(以下のURLから電子申請システムにて回答をお願いいたします。)

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1736904788797>

2 報告期限

令和7年6月30日（月）

3 問い合わせ先

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地

姫路市健康福祉局福祉総務部監査指導課 法人施設担当

TEL 079-221-2387 Fax 079-221-2487

メールアドレス：kansashido@city.himeji.lg.jp

以上